５０音表

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
1	ﾅｲﾌ	ナイフ					○				○	有害危険ごみ →刃先を紙などで梱包し、刃物と記載すること
2	ﾅｶﾞｸﾞﾂ	長靴			○						○	
3	ﾅｶﾞｼﾀﾞｲ	流し台				★					○	クリーンセンター問い合わせ
4	ﾅﾀ	なた					○				○	有害危険ごみ →刃先を紙などで梱包し、刃物と記載すること
5	ﾅｯﾄ･ﾎﾞﾙﾄ	ナット・ボルト			○			△			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
6	ﾅｯﾌﾟｻﾞｯｸ	ナップザック（混成製品）			○						○	
7	ﾅｯﾌﾟｻﾞｯｸ	ナップザック（天然素材）	○								○	
8	ﾅﾍﾞ	鍋			○			△			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
9	ﾅﾏｺﾞﾐｼｮﾘｷ	生ごみ処理機			○	○					○	燃やさないごみ →１m未満のもの 粗大ごみ →１m以上のもの（１点で処理券１枚） ※１m以内の場合でも奥行き40cm以上は粗大ごみ
10	ﾅﾏﾀﾞｹ	生竹・加工した竹	注意								○	①自然に生えた竹の場合、長さ2m未満、直径20cmに切り、森のまちエコセンターに搬入 ②朽ちている場合は、半月上に切断し、クリーンセンター問い合わせまたは、森のまちエコセンター相談 ③加工した竹（大木を支える等の用途で使用したもの）は、長さ50cm未満で、半月上に切断して、クリーンセンターに持込み ④朽ちた竹または加工した竹を燃やすごみとして排出する場合は、ほぼ木くずの状態にした上で混ぜて排出
11	ﾅﾏﾘ	鉛（釣り用重り）			○			△			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
12	ﾅﾝｷﾝｼﾞｮｳ	南京錠			○			△			○	燃やさないごみ →１m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
13	ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ	ナンバープレート									○	陸運支局または、軽自動車検査協会等に返却 不法投棄されたものは警察に連絡
14	ﾆﾀﾞﾝﾍﾞｯﾄﾞ	ニ段ベッド				★					○	指定品目 →一式（フレーム+マットレス）で処理券１枚 ※できるだけ解体して排出すること
15	ﾆｯｹﾙｶﾄﾞﾐｳﾑﾃﾞﾝﾁ	ニッケル水素電池					○			B	○	リサイクルマークがある場合 →小型充電式電池リサイクルBOX →有害危険ごみ リサイクルマークがない場合（10cm角以下のみ） →クリーンセンタープラザ館窓口回収（無料回収） →有害危険ごみ ※10cm角以上のものは、専門店問い合わせ 【膨張した場合】 クリーンセンタープラザ館窓口回収（無料回収） ※発火の可能性があるため、集積所に排出不可
16	ﾆｯｹﾙｶﾄﾞﾐｳﾑﾃﾞﾝﾁ	ニッケルカドミウム電池（ニカド電池）					○			B	○	リサイクルマークがある場合 →小型充電式電池リサイクルBOX →有害危険ごみ リサイクルマークがない場合（10cm角以下のみ） →クリーンセンタープラザ館窓口回収（無料回収） →有害危険ごみ ※10cm角以上のものは、専門店問い合わせ 【膨張した場合】 クリーンセンタープラザ館窓口回収（無料回収） ※発火の可能性があるため、集積所に排出不可

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
17	ﾆｯﾊﾟｰ	ニッパー（工具）			○			△			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
18	ﾆｭｳﾖｸｻﾞｲ	入浴剤（容器）		○	○						○	プラマークがある場合 →容器包装プラスチック プラマークがない場合 →燃やさないごみ
19	ﾆﾝｷﾞｮｳｹｰｽ	人形ケース			○	○					○	燃やさないごみ →1辺が原則40cm未満のもの 粗大ごみ →1辺が40cm以上のもの（1点で処理券1枚）
20	ﾇｲｸﾞﾙﾐ	ぬいぐるみ（混成製品）			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚）
21	ﾇｲｸﾞﾙﾐ	ぬいぐるみ（天然素材）	○			○					○	燃やすごみ →綿、布のみ（50cm未満のもの） 粗大ごみ →50cm以上のもの（1点で処理券1枚）
22	ﾇｲｸﾞﾙﾐ	人形（混成製品）			○	○					○	燃やさないごみ →1m未満のもの 粗大ごみ →1m以上のもの（1点で処理券1枚）
23	ﾇｲｸﾞﾙﾐ	人形（天然素材）	○			○					○	燃やすごみ →綿、布のみ（50㎝未満のもの） 粗大ごみ →50cm以上のもの（1点で処理券1枚）
24	ﾇｲﾊﾞﾘ	縫い針			○						○	紙などで梱包すること
25	ﾈ	根（木の根っこ）	少量								○	①朽ちた状態で、少しずつ燃やすごみで排出 ②切断できる場合、一度に少量（3束）ずつ排出すること（1束の目安→長さ50cm 太さ10cm×10cmの大きさの場合、6本程度） ③長さ2m未満、直径20cm未満で森のまちエコセンターへ搬入
26	ﾈｶﾞﾌｨﾙﾑ	ネガフィルム			○						○	
27	ﾈｸﾀｲ	ネクタイ	△					○			○	燃やすごみ →50cm未満に切断すること ※汚れ、やぶけ、動物の毛などがひどいもの 資源物（布類） →ひもで十文字に束ねた状態で、地域のリサイクルステーションへ排出すること ※濡れたものは再利用不可（雨の日及び、雨が降りそうな日には排出不可）
28	ﾈｺﾉﾂﾒﾄｷﾞ	猫の爪とぎ	切断			○ 4					○	燃やすごみ →50cm未満且つ、厚さ10cm未満に切断すること 粗大ごみ →4枚まで処理券1枚
29	ﾈｺﾉﾄｲﾚｽﾅ	猫のトイレ砂（全ての素材）	少量								○	燃やすごみ →少量ずつ排出すること
30	ﾈｼﾞﾏﾜｼ	ねじ回し			○			△			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
31	ﾈｼﾞﾙｲ	ねじ類			○			△			○	燃やさないごみ →1m未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
32	ﾈｽﾞﾐﾄﾘｷ	ネズミ捕り器			○						○	

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可

５０音表

No	カナ	品　　目	燃やすごみ	容器包装プラスチック	燃やさないごみ	粗大ごみ、持込判断	有害危険ごみ	資源物	各種リサイクル法	処理困難物、その他	HP掲出	備考（HP用）
33	ﾈｯｸﾚｽ	ネックレス			○			△			○	燃やさないごみ →１ｍ未満のもの 資源物（金属製のみ） →地域のリサイクルステーションに排出すること
34	ﾈﾝﾄﾞ	粘土(油・紙 学校教材用）	○								○	
35	ﾈﾝﾄﾞ	粘土(陶芸用）								A	○	処理困難物 →販売店・専門業者等問合せまたは、事前にクリーンセンターで処理困難物の搬入予約を行うこと
36	ﾉｳﾔｸ	農薬								D	○	条例第16条に該当するため排出不可 販売店・専門業者等問合せ
37	ﾉｰﾄ	ノート	△					○			○	燃やすごみ →50cm未満のもの 資源物（紙類） →ひもで十文字に束ねた状態で、地域のリサイクルステーションへ排出すること ※濡れたものは再利用不可（雨の日及び、雨が降りそうな日には排出不可）
38	ﾉｰﾄﾊﾟｿｺﾝ	ノートパソコン							PCリサイクル法対象品		○	パソコンリサイクル法対象品 →クリーンセンター搬入不可 ※処分方法は家庭ごみ正しい分け方・出し方パンフレットのP10を参照 燃やさないごみ→PC以外の機器単体
39	ﾉｺｷﾞﾘ	ノコギリ					○				○	有害危険ごみ →刃先を紙などで梱包し、刃物と記載すること
40	ﾉﾐ	のみ					○				○	有害危険ごみ →刃先を紙などで梱包し、刃物と記載すること
41	ﾉﾝｶｰﾎﾞﾝｼ	ノンカーボン紙	切断								○	50cm未満に切断すること ※資源化不適物

①処理困難物、その他（A）→クリーンセンターで予約可能　②処理困難物、その他（B）→他事業者案内、又は廃掃法上廃棄物でない　③処理困難物、その他（C）→販売店・専門店等問合せ　④処理困難物、その他（D）→法令や条例上処理不可